

食品安全委員会新開発食品

専門調査会第47回会合議事録

1．日時 平成19年10月15日（月） 14:00～14:30

2．場所 食品安全委員会中会議室

3．議事

- （1）専門委員の紹介
- （2）専門調査会の運営等について
- （3）座長の選出
- （4）その他

4．出席者

（専門委員）

池上専門委員、石見専門委員、漆谷専門委員、及川専門委員、
尾崎専門委員、上野川専門委員、菅野専門委員、小堀専門委員、
清水専門委員、本間専門委員、山崎専門委員、山添専門委員、脇専門委員

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、
猿田評価調整官、鶴身課長補佐、浦野係長

5．配布資料

資料1 専門委員職務関係資料

6．議事内容

- 猿田評価調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第47回「食品安全

委員会新開発食品専門調査会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、本調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の調査会は、公開で行います。

10月1日付けをもちまして、専門調査会の専門委員の改選が行われ、本日は改選後最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局の方で議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。見上委員長、よろしくお願いいたします。

○見上委員長 このたびは、食品安全委員会の専門委員の御就任を御承諾いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、内閣総理大臣より、平成19年10月1日付けで、食品安全委員会の専門委員として任命されたところであり、その属すべき専門調査会については、委員長が指名することになっておりますことから、私の方から、新開発食品専門調査会に属する専門委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

辞令につきましては、封筒に入れてお手元に届けておりますので、後ほど御覧ください。

さて、皆様御承知のとおり、平成15年7月に食品安全基本法に基づき、食品安全委員会が内閣府に設置されてから4年あまりが経過しております。これまでの間、私を含め、7人の委員で毎週木曜日にさまざまな議案について、公開にて議論をいたしてまいりました。専門調査会につきましては、これまで各分野における専門的な事項について、調査審議を行っていただいているところですが、10月1日からは14の専門調査会の体制下で、皆様を始めとし、総勢約200名の方々に御活躍いただいているところでございます。

その中で、この新開発食品専門調査会は、17名の専門委員の方々にお願いして、特定保健用食品やいわゆる健康食品の安全性評価を行っていただくことになります。皆様におかれましては、これまでの知識や御経験を十分に生かし、御審議をお願いできればと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 ありがとうございました。

それでは、お手元に配付してございます議事次第に基づきまして、配付資料の確認をさせていただきますと思います。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、資料1が「専門委員職務関係資料 各専門調査会共通」。資料1以外の参考資料につきましては、紙のファイルにとじまして、

専門委員の皆様のお机に置かせていただいております。本ファイルにつきましては、調査会終了後回収させていただき、次回また配付させていただきます。

不足している資料等はありませんでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事の進行をさせていただきます。

まず、議題1としまして、専門委員の御紹介をさせていただきます。配付資料の専門委員名簿に基づきまして、五十音順に紹介させていただきます。

なお、今回新たに就任いただきました専門委員におかれましては、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

池上幸江専門委員でございます。

○池上専門委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 石見佳子専門委員でございます。

○石見専門委員 国立健康・栄養研究所の石見佳子と申します。よろしくお願いいたします。

専門は、骨カルシウム代謝ということで、この辺りのところを専門的にやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○猿田評価調整官 漆谷徹郎専門委員でございます。

○漆谷専門委員 漆谷でございます。よろしくお願いします。

同志社女子大の薬学部で安全性の講義、生活科学部の管理栄養士のコースで薬理関係の講義を担当しております。

医薬基盤研究所も併任しておりまして、そこでトキシコゲノミクスプロジェクトの、ここでの職位はプロジェクトリーダーなのですが、プロジェクト全体のリーダーは国立衛研の大野副所長です。そういうことで、そこら辺りが専門ということになります。よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 及川専門委員につきましては、遅れての到着というふうに御連絡をいただいております。

続きまして、尾崎博専門委員でございます。

○尾崎専門委員 東京大学農学部獣医薬理の尾崎と申します。

私の専門は、平滑筋とか血管内皮細胞あるいは繊維芽細胞の情報伝達系の薬理的な研究というものを行っております。不慣れではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 続きまして、上野川修一専門委員でございます。

○上野川専門委員 上野川と申します。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○猿田評価調整官 菅野純専門委員でございます。

○菅野専門委員 菅野でございます。よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 小堀真珠子専門委員でございます。

○小堀専門委員 食品総合研究所の小堀と申します。よろしくお願いいたします。

食品成分とその生理的機能につきまして、バイオ細胞や動物を使った比較的基礎的な研究を続けております。よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 清水誠専門委員でございます。

○清水専門委員 東京大学農学部で清水でございます。

専門は、応用生命科学専攻というところにおりますけれども、食品の化学、生化学全般をやっております。最近では特に食品成分の腸管での吸収、腸における挙動のような生理学的、生化学的な研究をやっております。よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 本間正充専門委員でございます。

○本間専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の変異遺伝部の本間です。よろしくお願いします。

専門は、主に毒性学、遺伝毒性の発がん性の研究を行っており、試験法の開発やさまざまな化学物質の遺伝毒性の評価などの研究を行っています。食品安全委員会には、以前部長の代理として参加したことがあります。今回専門委員としては初めてですので、皆様よろしくお願いします。

○猿田評価調整官 山崎壮専門委員でございます。

○山崎専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の山崎と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 山添康専門委員でございます。

○山添専門委員 東北大学の山添です。どうぞよろしくお願いします。

○猿田評価調整官 脇昌子専門委員でございます。

○脇専門委員 静岡市立静岡病院の内分泌代謝科の脇でございます。よろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 ありがとうございます。

なお、磯専門委員、田嶋専門委員、松井専門委員、山本専門委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

また、本日は、食品安全委員会の委員にも御出席いただいておりますので、御紹介させ

ていただきます。

冒頭でごあいさついただきました、見上委員長でございます。

小泉委員でございます。

長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

野村委員でございます。

本間委員でございます。

最後に、事務局を御紹介させていただきます。

齊藤事務局長でございます。

日野事務局次長でございます。

北條評価課長でございます。

10月1日付けで、吉富の後任として着任しました、鶴身課長補佐でございます。

浦野係長でございます。

私、猿田でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴身課長補佐 それでは、引き続きまして、議題2に移らせていただきます。専門調査会の運営等についてということで、お手元の資料1を御覧ください。

食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関することを書いてございます。時間が限られてございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目の「1 食品安全基本法について」です。

先ほど、委員長から御説明がありましたように、平成15年に制定された法律で食品安全委員会の業務、組織等を規定しております。そのうち、専門調査会に関する部分について、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

「1 目的」としまして、記載のとおり、食品の安全性の確保に関して、基本的理念を定めて、国、地方公共団体、関連事業者、消費者の責務を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するということが目的とされております。

「2 リスク分析手法の導入」でございます。

2ページの（解説）で御説明させていただきます。

アにございますように、リスク分析手法のうち、リスク評価に相当する健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）について定められているものです。食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、原則として「食品健康影響評価」が施策ごとに行われなければならないことを規定するものです。

その評価については、当然のことながら客観的かつ中立公正に行われなければならない。

この科学的客観性を担保するために、内閣府に食品安全委員会を設置して、国における食品健康影響評価を一元的に行うと規定されております。

3 ページ、第 12 条食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定です。

いわゆるリスク分析の手法の 3 つの要素のうち、リスク管理に関する規定であり、食品健康影響評価が行われたときには、その結果に基づいて施策が策定されなければならないということを明記している条文でございます。

4 ページは「3 委員会の所掌事務」です。

5 ページ目の（解説）のところから御説明をさせていただきます。

第 23 条に規定されているとおり、いろいろ幅広い分野にわたっております。主な内容としましては、2 行目にございますように 食品健康影響評価の実施、 評価結果に基づいた行政的対応の確保、 リスクコミュニケーションの推進、 食品安全行政全般についての意見具申の 4 点になっております。

（1）食品健康影響評価の実施として、委員会の業務の中心をなしております食品健康影響評価です。これについては、リスク管理機関からの関係各大臣からの諮問に応じて、もしくは自らの発意によって食品健康影響評価を行うということになっております。

6 ページ目（2）評価結果に基づいた行政的対応の確保ということで、評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われていることを確認する。そのために、委員会においては、下にございますような勧告権を持っているというものでございます。

7 ページ目（3）リスクコミュニケーションの推進ということで、食品健康影響評価の業務を行うに際しては、評価の結果を国民にわかりやすく説明をして、その内容の正確な理解を促進するということが非常に重要になっております。

委員会が自らリスクコミュニケーションに取り組むとともに、政府全体としてのリスクコミュニケーションにおいて中心的な役割を担うということとなっております。

そのほか（4）としまして、食品安全行政全般についての意見具申も行うこととしております。

8 ページ目「4 委員会の権限」としまして、関係行政機関の長に対して、資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができるとされております。

「5 専門委員」は第 36 条のところがございますが、専門の事項を調査審議させるために、専門委員を置くことができる。

この専門委員については、内閣総理大臣が任命するというものでございます。

9 ページ目にございますように、委員会の所掌事務は幅広い分野となっておりまして、委員をサポートして、委員会の業務の円滑かつ適切な処理を期するため、学識経験者のある者を専門委員に任命し、専門の事項を調査審議させることができることになっております。

専門委員の具体的な職務といたしましては、各種の専門調査会に参画をいただいて、委員会の運営の企画、リスクコミュニケーション、個別事項に係る食品健康影響評価等について調査審議を行っていただくこととしております。

10 ページが、リスク管理機関とリスク評価機関との関係を示した図になっております。

12 ページは「2 専門調査会の調査審議について」御説明をさせていただきます。

まず第1として、食品健康影響評価に関する調査審議の手順です。14 ページに図がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

厚生労働省、農林水産省または環境省等のリスク管理機関から諮問を受けた後、食品安全委員会において説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対して調査審議を依頼する。

専門調査会では、調査審議を行い、評価書(案)をとりまとめ、とりまとめた評価書(案)については、国民からの意見募集を行うこととしておりまして、最終的にとりまとめた評価書については、リスク管理機関に通知をするという流れになっております。

15 ページが「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。

ここにございますように、第2条にございますが、専門調査会の設置。

委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置くということで、17 ページが別表になっております。下から2つ目の当調査会でございます「新開発食品専門調査会」というものが設置されております。

15 ページに戻っていただいて、第2条の2 専門委員は委員長が指名をして、専門調査会に座長を置く。座長につきましては、専門委員の互選により選任をする。

5 番のところになりますが、座長に事故等がある場合には、専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が代理を務めるとなっております。

専門調査会の所掌といたしましては、先ほどの17 ページの表の右の欄になります。当調査会としましては、新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について、調査審議を行うとされております。

調査審議に当って、特に留意いただく事項がございます。

1 つは、利害関係者の除斥ということです。

18 ページを御覧ください。「 食品安全委員会における調査審議方法等について」ということで、平成 15 年食品安全委員会の決定事項でございます。

審議の公平さの疑念を生じさせると考えられる特別な利害関係者を有する専門委員は、調査審議から除斥されるというものでございます。特に 1 番について申し上げますと、審査申請者の依頼により申請資料の作成に協力された方が専門委員に含まれている場合には、（１）にございますように、審議開始の際にその氏名を報告して、（２）にございますように、審議議決が行われている間、原則として審議の会場から退室をしていただく。

2 番にございます、申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって、提出資料として利用された場合については、（１）にございますように、まず審議開始の際にその氏名を報告する。

（２）に、当該資料については、審議の際に発言をすることができないと規定されております。

3 番として、これらのほかに審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係が資料作成の際に関係していた場合、例えば資料作成に関係した場合とか研究費を受けている場合、 として、申請者の役員等に就任をしているという場合は、同様に座長に申し出ていただいて、1 番の（２）と同様に、審議及び議決については退室をいただくということとされております。

19 ページは「 食品安全委員会の公開について」です。

原則として、専門調査会の審議においても公開としています。ただし、個人の秘密や企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開というふうにされています。

本調査会においても、企業の知的財産等の関係で非公開となる場合が多々ございますが、「3 議事録等の公開について」にございますように、（２）非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、更に 3 年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開するという規定になっております。

20 ページは「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」でございます。調査審議以外についても御協力をいただきたいという業務でございます。

「1 リスクコミュニケーション」です。これらについても、必要に応じて御参加をいただいて、正確な情報提供に御協力をいただくことがございます。

21 ページ「2 国際会合への出席」。

22 ページ「3 食品健康影響評価技術研究運営委員会」。

23 ページ「4 国会への参考人招致」等についても御協力いただくことがございます。

25 ページは、食品安全委員会が自ら行う健康影響評価、もしくはファクトシート等の作成に関して御協力をいただくこともございます。

29 ページは、緊急時対応について、重大な食品の事故の発生等、緊急事態の発生に対して専門調査会におかれても、2 番にございますような関連情報の収集であるとか、会議への出席、30 ページにございますような、専門調査会の緊急的な開催ということについても御協力をお願いするということがございますので、よろしくお願いします。

32 ページは「6 専門委員の服務について」でございます。

食品安全委員会の専門委員については、内閣総理大臣が任命する非常勤の職員となります。非常勤の職員とはいえ、国家公務員法の規定が適用になり、同法の服務に関する規定を遵守しなければならない。

「1 サービスの根本基準」として、国民全体の奉仕者であって、公共の利益のための勤務をするものである。

「2 法令及び上司に従う義務」。

「3 争議行為等の禁止」。

「4 信用失墜行為の禁止」。

「5 秘密を守る義務」がでございます。

当然、この調査会で審議して知り得た事実、情報等については、専門委員にも守秘義務が課せられ、また専門委員を辞めた後にも同じように課せられるということになります。

「6 職務に専念する義務」。

「7 サービスに関する規定に違反した場合の処分」。

当然、違反した場合は懲戒処分の対象となりうるということでございます。

その下の括弧にございますが、専門調査会以外の場所において、専門委員としての立場ではなく、一専門家として食品の安全性に関する個人的見解を述べられることがあると思いますけれども、このような場合には、食品安全委員会の見解であるという誤解を招かないように留意をいただきたいと考えております。

特に専門の先生におかれては、各方面で御活躍をされておりまして、当専門調査会以外の場所でも、食品の安全性に関して個人的な見解を公表されることもあろうかと思えます。勿論、専門家としての自由な発言を妨げられるものではないですが、過去に専門家としての個人的な見解が食品安全委員会の見解であるような誤解を与えているとして、国会等の場所で指摘を受けた事例がございます。

このため、専門家として個人的見解を公表される場合には、食品安全委員会の見解であるかのような誤解を招かないように、専門委員の肩書きを使わないとか、食品安全委員会とは異なる見解であるという旨を明確に述べられるなど、外部の方に常に説明できるような対応をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

34 ページ「7 食品健康影響評価技術研究について」、37 ページ「8 食品安全総合情報システムについて」も記載しておりますので、お時間のあるときに御確認をいただければと思います。

以上でございます。

○猿田評価調整官 それでは、次に本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。

座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされてございます。御推薦等、いかがでございましょうか。

山崎専門委員、どうぞ。

○山崎専門委員 上野川先生を推薦させていただきたいと思います。上野川先生は、前期も座長をされていまし、ふさわしい先生だと思います。

○猿田評価調整官 山添専門委員、どうぞ。

○山添専門委員 私も、上野川先生に是非お務めさせていただきたいと思います。

○猿田評価調整官 ただいま、山崎専門委員、山添専門委員の方から、上野川専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に上野川専門委員が互選されました。上野川専門委員、座長席へお移りいただきたいと思います。

（上野川専門委員、座長席へ移動）

○猿田評価調整官 それでは、これ以降の議事の進行につきましては、上野川座長にお願いいたします。

○上野川座長 過去4年間、1回目から専門調査会の専門委員を拝命し、また座長もやらせていただいたわけですが、今回もということで、引き続き座長をやらせていただこうと思っています。

それでは、まず議事の進行をさせていただくわけですが、私から提案させていただきたいことがあります。

まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員の中から、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございます。

したがいまして、私から座長代理として、池上専門委員にお務めいただきたく、指名させていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野川座長　ありがとうございます。

では、池上座長代理から、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○池上専門委員　前期に引き続きまして、今回また座長代理として御指名をいただきまして、上野川先生を十分に補佐できていたか、自分自身では自信がありませんけれども、引き続き頑張っていきたいと思えますので、先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

○上野川座長　ありがとうございます。

以上で、第47回新開発食品専門調査会を終了いたします。

10分後の2時40分から、非公開で第48回新開発食品専門調査会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。